

平成 26 年 6 月 2 日

添田町議会議長 白 石 富 雄 殿

議会のあり方を考える特別委員会
委員長 久保田 実 生

議会のあり方を考える特別委員会最終調査報告書

平成 23 年第 1 回定例会において本委員会に付託された調査事件について、委員会として調査検討が終了したので、添田町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1 調査事件（目的）

議会改革・活性化に向けた調査及び研究

2 議会のあり方を考える特別委員会委員

委員長	久保田 実 生
副委員長	緒 方 裕 子
委員	松 本 雄 二
委員	田 中 正
委員	中 嶋 浩 二
委員	畠 田 勝 廣
委員	浦 野 信 義
委員	合 戸 精 一
委員	上 田 定
委員	高 瀬 知恵子
委員	岩 本 正
委員	白 石 英 雄
委員	白 石 富 雄

3 調査の経過（会議の開催年月日及び協議内容）

【平成 23 年】

開催回	開催日	開催内容（審査及び調査の概要等）
第 1 回	H23. 3.25	◇ 議会のあり方を考える特別委員会の設置 （委員長・副委員長の選任）
第 2 回	H23. 4. 6	◇ 議会のあり方を考える特別委員会について ① 基本的な考え方について ② 今後の委員会の方針等について
第 3 回	H23.5.10	◇ 議会のあり方検討項目について
第 4 回	H23. 6. 3	◇ 研修及び視察について ◇ 検討項目について
第 5 回	H23. 6.21	◇ 研修会について ◇ 検討項目について ① 議会の議決すべき事件に関する条例の見直しについて ② 決算審査のあり方について
第 6 回	H23.7.13	◇ 視察について
第 7 回	H23.8.2	◇ 視察について ◇ 検討項目について ① 決算審査のあり方について
視察	H23.8.25 ～26	◇ 熊本県御船町議会報告会視察 ◇ 議会改革について研修
第 8 回	H23.9.7	◇ 視察のまとめ
第 9 回	H23.9.26	◇ 熊本県御船町視察のまとめについて ◇ 検討項目について
第 10 回	H23.10.21	◇ 検討項目について ① 傍聴者からの意見について ② 9 月議会で気付いたことについて ・ 請願・陳情の採決の順序について ・ 一般質問の議会広報用原稿の編集について ③ 選挙に対する住民からの意見について ④ 検討中の項目について（再配布） ◇ アンケートについて

第 11 回	H23.11.9	◇ 検討項目について ① 傍聴者への配布資料について ② 議会の議決すべき事件について ③ ホームページの運営について ◇ アンケートについて
第 12 回	H23.12.9	◇ 検討項目について ① 議会広報について ② 議会の議決すべき事件について ③ 「地方議会人」について ◇ アンケートについて

【平成 24 年】

第 13 回	H24.1.12	◇ 検討項目について ① 議会交際費について ② 議会の議決すべき事件について ③ 一般質問のあり方について ④ 議員の定数について
第 14 回	H24.2.2	◇ 検討項目について ① 議会交際費について ② 一般質問のあり方について ③ 議員定数について
第 15 回	H24.3.1	◇ 検討項目について ① 議会交際費について（確定分） ② 一般質問のあり方について（決定事項） ③ 予算審議について ④ 議員定数について
第 16 回	H24.4.17	◇ 検討項目について ① 議員定数について ② 3 月議会で気になったこと ③ 継続になっているもの
第 17 回	H24.5.15	◇ 検討項目について ① 議員定数について ② 常任委員会の件 ③ 継続になっているもの
第 18 回	H24.7.3	◇ 検討項目について ① 常任委員会の件 ② 6 月議会を終えて ③ 継続になっているもの

第 19 回	H24.8.3	◇ 検討項目について ①常任委員会の件 ②請願・陳情の取扱いについて
第 20 回	H24.10.19	◇ 検討項目について ①9 月議会を終えて ②採決の取扱いについて ③これまでのまとめ ◇ その他 ①今後の視察等について ②視察の受入れについて
視察受入	H24.11.28	◇ 宮崎県新富町議会視察

【平成 25 年】

第 21 回	H25.1.11	◇ 視察受入れ報告 ◇ 検討項目について ①12 月議会を終えて ②3 月議会に向けて ③あり方委員会の視察について
第 22 回	H25.2.13	◇ 検討項目について ①委員会条例改正（案） ②あり方委員会の視察先（案） ③反問権（近隣の市町村の状況） ④一般質問に関する研修について
視察受入	H25.2.21	◇ 熊本県御船町議会視察
第 23 回	H25.4.17	◇ 検討項目について ①3 月議会を終えて ◇ 視察について ①行程について ②質問事項について
視 察	H25.5.8 ～10	◇ 北海道栗山町 議会活性化について ◇ 北海道三笠市 1 委員会制について
第 24 回	H25.5.27	◇ 北海道栗山町・三笠市の視察を終えて ◇ 今後の進め方について
第 25 回	H25.6.17	◇ 議員定数について

第 26 回	H25.7.16	◇ 平成 24 年度決算審査について ◇ 今後の検討課題について ①基本条例の制定について ②検討項目について
第 27 回	H25.8.22	◇ 検討項目について ①委員会のあり方について ②委員会の公開 ③今後のスケジュールについて
第 28 回	H25.10.3	◇ 検討項目について ①委員会の所管について ②議会との意見交換会（仮）について ③政務活動費について ◇勉強会について
第 29 回	H25.11.6	◇検討項目について ①傍聴規則の一部改正について ②一般質問の反問権について ③議長等の選挙時における所信表明演説について ④意見交換会（仮称）について ⑤勉強会について
第 30 回	H25.12.17	◇検討項目について ①一般質問の反問権について ②議長等の選挙時における所信表明演説について ③委員会の所管について ④視察報告会及び議員勉強会について ④ 議会基本条例の制定について

【平成 26 年】

第 31 回	H26.2.20	◇検討項目について (1) 予算特別委員会（仮）の設置 (2) 添田町議会議長選出に関する申し合わせ事項 (3) 意見交換会（仮称）について (4) 議会中継のライブ放送について
第 32 回	H26.3.5	◇意見交換会（仮称）について
第 33 回	H26.4.7	◇ 3 月議会を終えて ◇意見交換会について ◇検討項目について
第 34 回	H26.5.20	◇最終調査報告書のまとめについて

4 調査の経過の概要

地方分権時代の進展とともに、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責任は一層重要なものとなっています。

添田町議会においても、議会の更なる活性化や議会改革の必要性が論じられるようになり、平成 23 年 3 月定例会において、議会運営の現状と改革の方向を調査・研究し、地方分権時代にふさわしい改革を実践していくことを目的として、全議員で構成する議会のあり方を考える特別委員会を設置し協議を行ってきました。

現在、全国の自治体では、議会基本条例の制定が進められていますが、当議会では基本条例の制定だけを目的とするのではなく、議会そのもののあり方をしっかりと考えていくもので、検討を始めるに当たり、まず、委員会を進める上での基本の考え方を確認しました。

議会のあり方を考える特別委員会の基本の考え方

① 納得と理解の上で進める

委員会の決定は、個々の意見を尊重しながら、対話による納得と理解を得た上で進めます。

② これからを見据えて進める

長い歴史ある添田町議会ではありますが、これまでに捉われることなく、これからのことを考えて進めます。

③ 委員会外の意見を踏まえて進める

議会だけの意見であり方を考えるのではなく、住民のみなさんの意見などを踏まえて進めます。

次に、検討項目として取り組んでいく課題を整理し、追加項目も含め 5 つの分野からなる計 40 項目の検討課題について、調査検討を行ってきました。

調査を行う上では、特別委員会での審議はもとより、平成 23 年度は議会改革の先進地である熊本県御船町議会において実際に行われている議会報告会への参加や議会活性化の取組みについての研修、平成 25 年度には全国で初めて議会基本条例を制定した北海道栗山町議会、1 委員会制をとっている北海道三笠市議会を視察、さらには他の議会で行われている議会報告会への参加など積極的に活動を行ってきました。

特別委員会設置以来計 34 回の委員会を開催し、検討項目について協議決定し、決定したものについては随時実施してきました。全ての項目の調査が終了しましたので、議会のあり方を考える特別委員会の最終報告とします。

(※検討項目別の結果は別紙のとおり)

5 調査の結果（議会のあり方を考える特別委員会の決定・確認事項）

I. 議員（議会）とは？（条例等に関するもの）

1. 議員の定数について（H25. 6. 20 特別委員会で決定）

現状維持：7、1人削減：5、議員定数を2人増やして報酬を削減：1で、現状維持に決定。
削減すれば良いというものでもなく、農業委員、他町村議会等の他団体とのバランスなども検討する中で、13人が望ましいと決定。

2. 議員の定年制について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

現状維持、定年制は設けない

3. 議員報酬について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

平成23年度に5%減額、現状維持

4. 費用弁償について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

現状維持、1日1,500円

5. 議会等に出頭する証人等の費用弁償について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

現状維持、1日1,500円

6. 旅費規程について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

現状維持、職員旅費規程に準ずる

7. 政治倫理条例について

平成24年3月議会で一部改正議案を可決

8. 政務活動費について（H25. 10. 3 特別委員会で決定）

必要ないとし、導入しないことに決定

9. 議会費予算等について（H23. 12. 9 特別委員会で決定し平成24年4月実施）

平成24年度予算から議会費に図書購入費を計上し、地方議会人を平成24年度より2冊に変更し経費節減。

『添田町議会図書購入に関する内規』を規定（H24. 7. 3）

10. 議会基本条例の制定について（H25. 12. 17 特別委員会で決定）

更に慎重な審議が必要なため、当委員会の任期中には制定せず、今後も検討していくことに決定

11. 議会機能の強化について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

地方自治法の改正との絡みもあるので審議する必要がない

12. 議会の議決すべき事件に関する条例の見直しについて

（H24. 1. 12 特別委員会で決定）

現行の法律に沿った条例に改正、平成24年3月定例会に上程可決し全部改正

II. 情報公開、情報発信に関するもの

1. 「議会報告会」「出前議会」の推進（H25. 10. 3 特別委員会で決定）

意見交換会（仮称）の実施を決定。具体的な要綱については意見交換会を試験的に実施して内容を詰めていくことに決定。関係団体6か所に開催の協力を依頼

2. 議会のホームページのあり方（H23. 11. 9 特別委員会で決定）

議会のホームページの運営については、議会広報特別委員会が担当することに決定

◇議員名簿（写真入り、生年月、所属、当選回数）

◇委員会名簿（委員会別の名簿）

◇議会の予定（定例会、委員会日程等のお知らせ、審議の結果）

◇議会交際費の公開

3. 議会インターネット中継について（H26. 2. 20 特別委員会で決定）

現在録画中継は行っているが、ライブ中継は行っていない。ライブ中継を行う体制はできているが、議場まで足を運んでいただいた傍聴者に配慮する意も含めて、当委員会ではライブ中継は行わないことに決定。

4. 議会だよりのあり方

- ・4ページ増やし12ページで発行（平成23年度発行分より）

- ・傍聴者等からのアンケートを実施、議会広報「虹」のコーナーへ、住民の声を届けることとした。（H23. 9. 8 全員協議会で決定し平成23年9月議会から実施）

- ・広報委員の数、発行月数の増加など検討を行ったが、現状のまま編集を行うことに決定。（H23. 12. 9 特別委員会で決定）

- ・一般質問のコーナーの原稿は、議会広報特別委員が行っていたが、質問の趣旨は質問した議員が一番分かるので、質問者本人が編集する方が望ましいということで本人が行うこととした。（H23. 7. 13 全員協議会で決定し平成23年9月議会から実施）

5. 議会交際費の公開について

議会交際費支出基準を規定

（H24. 2. 2 特別委員会で決定し、平成24年4月1日施行）

議会交際費については、申し合わせ事項しかなかったため、明確な支出基準を規定
交際費の公表は、毎月行いホームページに掲載、議会事務局でも閲覧可能

6. 賛否の公開について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

重要案件については、議会広報でこれまでも賛否を公開したことがある。
今後も現状維持。

7. 公聴会の開催について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

これまでの実施はなし。基本条例の制定とも絡み今後も審議していく。

8. 選挙公報について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

実施していないが、今後も継続審議

Ⅲ. 本会議に関するもの

1. 傍聴規則の見直し（H25. 11. 6 特別委員会で決定、平成26年4月1日改正）

傍聴規則の一部改正

標準議会傍聴規則に沿って添田町議会傍聴規則は規定されているが、現在にあった傍聴規則に改正

2. 議員の規律に関する内規について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

内規は作成せず、個人のモラルとする

3. 議長選挙における所信表明演説

(H25. 12. 17 特別委員会で決定し次の一般選挙後から実施)

議長志願者による所信表明演説は、志願者が2人以上の時に行うことに決定。

委員会室（全員協議会）で行い、録画中継はしない。所信表明の時間は各5分。

4. 諸般の報告事項のあり方

- ・本会議での傍聴者への資料配布

(H23. 11. 9 特別委員会で決定し平成23年12月議会から実施)

議事日程、請願・陳情文書表、付託事件報告、所管事務等調査表、一般質問一覧、初日の議事日程に審議結果及び付託先等を入力したものを傍聴者へ配布

- ・請願・陳情採択の流れ(H23. 9. 21 特別委員会で決定し平成23年12月議会から実施)

不採択⇒採択⇒継続（受付順）

5. 住民の参加（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

本会議場での請願者及び陳情者への説明の機会（住民参加）については、現状のまま行わないことに決定。

6. 議席番号柱を氏名に（H23. 6. 3 特別委員会で決定し平成24年6月議会から実施）

議席番号のみの表示では分かりづらかった議席番号柱に氏名表示を実施。

7. 一般質問のあり方について

①一問一答方式の導入について

(H24. 2. 2 特別委員会で決定し平成24年6月議会から実施)

平成24年6月定例会より一問一答方式を導入、質問席を設置し対面式に。

質問に対する答弁内容や議員と町長等のやりとりが分かりやすくなったとの意見もあり。

②反問権について（H25. 11. 6 特別委員会で決定し平成26年3月議会から実施）

議員の質問に対して論点・争点を明確にすることができる。また、反問には筋書きがないので、質問事項についての十分な精査が必要となり議員力のアップにつながる。

③一般質問の日程（H24. 2. 2 特別委員会で決定）

現行通り本会議最終日に行う。

④回数・促進について（H24. 2. 2 特別委員会で決定し平成24年6月議会から実施）

通告は今まで通り行い、質問回数は、最初の質問を入れて3回までとし、時間制限は設けない。質問の個数、時間制限については今後も審議を行う。

8. 休日議会、夜間議会について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

現在のところニーズもなく必要がないので実施しない。

IV. 委員会に関するもの

1. 委員会のあり方

①予算、決算の審議について

- ・決算審査のあり方について（H23. 8. 2 特別委員会で決定し平成23年9月議会から実施）

決算審査の精度を上げるため、所管委員会ごとに審査を実施し9月定例会会期中に審査を実施し認定。

- ・当初予算について(H25. 8. 22 特別委員会で決定し平成 26 年 3 月議会で実施)

当初予算については、議長を含む全議員で予算特別委員会を設置し審査を実施。当初予算以外の審議（条例、補正予算など）は所管の常任委員会で実施。

②所管事務の明確化など

- ・常任委員会の所管について

(H25. 11. 6 特別委員会で決定し平成 26 年 3 月議会で改正、次の一般選挙後から実施)

平成 26 年 3 月議会で委員会条例を改正し、常任委員会の所管の明確化を図る。委員会条例では対応できない困難な案件については、内規で規定し、次の一般選挙後から実施。

（委員会条例一部改正(案)、それに伴う内規（案）については、H25. 12. 17 特別委員会で決定。）

- ・議会運営委員会の日程（H24. 8. 3 特別委員会で決定）

議会運営委員会の日程を現行より早くした方がいいのではないかという意見もあったが、委員長判断に決定し、現行通りと決定。

- ・常任委員会の任期（H24. 8. 3 特別委員会で決定）

常任委員会の任期については、添田町では委員会条例で 2 年とし、2 年ごとに委員会構成の変更を行っている。他の自治体では議員の任期と同じく 4 年としているところもあり、その点についても審議を行ったが現行どおり 2 年とすることに決定。

- ・議会広報特別委員会を常任委員会に

(H24. 8. 3 特別委員会で決定し平成 25 年 3 月議会で上程可決、次の一般選挙後から実施)

2. 常任委員会の数（H25. 8. 22 特別委員会で決定）

1 委員会制をとっている議会も視察し、慎重な審議を行ったが、議員定数とも絡み委員会数は現行のまま 2 委員会に決定。

3. 議員の規律に関する内規について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

個人のモラルの問題なので審議しない

4. 委員会の公開(H25. 8. 22 特別委員会で決定)

現行どおり委員長判断とする。

5. 委員会の意見が対立した場合のあり方

(H25. 11. 6 特別委員会で決定し平成 26 年 3 月議会で改正、次の一般選挙後から実施)

委員会条例を改正し、所管の明確化を図る。

V. その他

1. 議会の慶弔規程に関するもの（H24. 2. 2 特別委員会で決定し平成 24 年 4 月から実施）

平成 18 年 7 月から慶弔等申し合わせ事項に基づき行ってきたが、議会交際費支出基準を規定し(H24. 3. 1 特別委員会)、その基準に基づいて支出。

2. 視察のあり方（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

1 年に 1 回各常任委員会にて 2 泊 3 日で 2 か所を視察。今後も委員会に任せるということで審議終了。

3. 議会と首長との意見が対立した場合（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

否決すればよいだけなので審議終了。

4. 選挙時の遊説力一の時間帯の検討（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

時間は法律で決められていることなので審議しない。

5. 議会の執行部の捉え方（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

内容不明のため審議しない。

6. 配布資料について（H25. 7. 16 特別委員会で決定）

不要な資料は自分の判断で処分すべきということで審議終了。

7. 勉強会について（H25. 11. 6 特別委員会で決定）

経費のかからない方法で実施することに決定。市町村支援課財政係長に町の財政状況についての内容で講師依頼打診済み。本来視察報告会と同日で行う予定だったが、日程が合わず、実施には至らず。

6 まとめ

当特別委員会では、『基本の考え方』を踏まえ、議会基本条例の制定だけを目的とするのではなく、議会のあり方そのものを検討しようと、検討項目の抽出から始めました。委員会で設定した各検討項目に対して、委員それぞれが真剣な議論を行えたことは大変意義のあることであり、これまでになかった取り組みでした。

議員の責務として、町民の信頼と期待に応えられる議会のあり方を追求することは当然のことであり、このような議論を継続して行うことは議会改革に直結するものです。

今回、この特別委員会で議論を重ねた多くの項目について、調査・研究できたことは大きな成果であると考えます。

議会基本条例については、

- ①基本条例を制定し、それに則り議会運営を行っている議会
- ②多くの議会が基本条例を制定する中、制定することが一種の流行となっている議会
- ③基本条例を制定せずに議会改革を実践している議会

もあります。

当特別委員会は、条例制定をしている議会の視察等も行い、その実情と効用を調査し議論を重ねた結果、この特別委員会の任期中には議会基本条例の制定はしないことを賛成多数で合意しました。その理由として、

- ①議会改革は随時実践していること
- ②議会基本条例は議会の最高規範として位置づけられるもので、添田町議会にあった基本条例の制定が必要なこと

などがあげられ、条例制定にはさらに慎重な審議が必要であると判断しました。

今回この特別委員会での調査は終了し、所期の目的を果たしたため解散します。もとより議会改革に終わりではなく、良い部分は取り入れ、改革するべきところは改革することが必要です。今後も添田町議会にあった改革に取り組んでいくことを確認及び引継ぎ、最終報告のまとめとします。